

第 6 部 その他災害対策

第1章 航空事故対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-3

第2節 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合

P6-3

第3節 組織体制

P6-5

第4節 情報連絡体制

P6-6

第5節 航空事故への対応活動

P6-7

第1章 航空事故対策

第1節 基本方針

本対策は、市及び市周辺で航空事故等が発生した場合、速やかな救助・応援等の対策活動を実施し被害を最小限に止めるため、市や関係機関等がとるべき対応を定めるもので、特に、米軍横田基地に隣接する市として、米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合の備えを示すものである。

第2節 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合

米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（以下「緊急措置要綱」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う（下表参照）。

1 米軍機自衛隊機事故被災救援活動分担表

米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合の活動内容と役割分担

区 分	活 動 内 容	警 察		消 防		自衛隊		東京都		市・町		防衛局	
		米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
負 傷 者 救 援	(1) 救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) 救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) その他（転院等）					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1) 消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2) 警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3) 立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4) 現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6) 通信輸送					○	◎			○		◎	
財産被災 者救援	(1) 財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2) 仮住居の斡旋提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3) 生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備 考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛局との間の緊急救助態勢に関する合意に基づいて行うものとする。 注：◎は主務機関を示す。 ○は主務機関への援助協力機関を示す。												

2 事故時の応急措置

(1) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- ・事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ・事故発生の日時、場所
- ・事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ・その他必要事項

(2) 現地連絡所の設置

- 航空事故等が発生した場合に、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、それぞれ設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

別表 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議関係機関

区 分	関係機関
都	東京都
市・町	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、 町田市、小金井市、小平市、日野市、 東村山市、国分寺市、国立市、福生市、 東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、 あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警 察	警視庁
消 防	東京消防庁 稲城市消防本部
米 軍	在日米空軍横田基地第374空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設、在日米軍陸軍司令部
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第4航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛省	北関東防衛局 横田防衛事務所

第3節 組織体制

1 災害対策本部の設置

- 市内及び市周辺への航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、「災害対策本部」を設置する。
- 市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

2 災害対策本部の態勢

- 災害対策本部の態勢は、第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 第1節 羽村市災害対策本部の組織・運用を準用するものとし、災害の規模により震災時の非常配備態勢要員に参集命令を出す。
- 事務分掌は地域防災計画の部班別の事務分掌によるが、特殊な災害であるため、災害の状況によっては、災害対策本部で臨時に事務分掌を決定する。

3 航空事故対応班の組織と活動

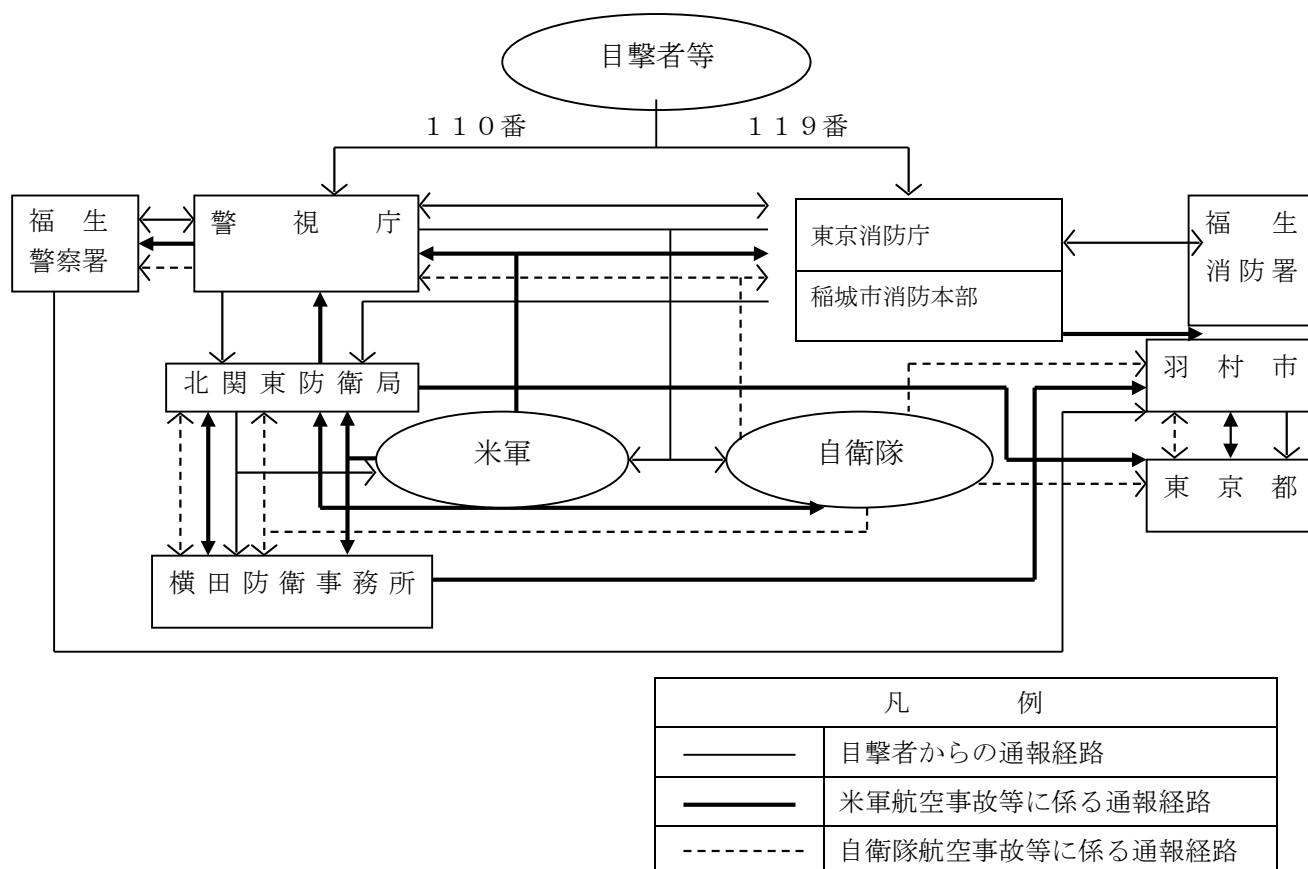
- 航空事故対応班は、防災安全課、企画政策課により組織し、災害防止及び情報収集活動を実施する。
- 航空事故対応班長は、防災安全課、企画政策課の課長職をもって充てる。
- 既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、対応班に組み入れる。

第4節 情報連絡体制

1 事故の際の通報経路

米軍又は自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。

【米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図】



2 情報連絡体制の強化

防災行政無線の機能を強化し、迅速な事故情報の収集・伝達による情報連絡体制の充実を図る。

3 庁内における連絡体制

（1）勤務時間内の連絡体制

- 市内及び市周辺への航空機の墜落及び航空機からの落下物による事故等の第一報入手部署は、防災安全課防災・危機管理係とする。
- 防災・危機管理係長は、防災安全課長及び防災安全課主幹に事故等に関する情報を連絡する。
- 防災安全課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。ただし、市周辺への航空機からの落

下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

（２）勤務時間外の連絡体制

- 庁舎管理員は、市内及び市周辺での航空機の墜落及び航空機からの落下物による事故等の情報が関係機関からもたらされた場合には、ただちに防災安全課長、防災安全課主幹、防災・危機管理係長に事故等に関する情報を連絡する。
- 防災安全課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班のみへの連絡とする。

第5節 航空事故への対応活動

1 対応活動

（１）航空機の墜落等

市及び市周辺での航空機の墜落及び市内へ航空機からの落下物による事故等が発生した場合、次の対応活動を実施する。

- 職員を横田防衛事務所又は緊急措置要綱による現地連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも職員を派遣して情報収集にあたる。
- 企画部長は、マスコミ対応にあたる。
- 防災安全課防災・危機管理係及び秘書広報課広報・シティプロモーション係は、現地確認と可能な限りの写真撮影を行う。
- 防災・危機管理係は、都災害対策本部との連絡を緊密に取る。
- 広報・シティプロモーション係は、テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録にあたる。

（２）市周辺への航空機からの落下物等

市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、次の対応活動を実施する。

- 航空事故対応班は、関係機関からの情報収集に努める。

2 住民対応活動

- 市内に航空機が墜落した場合には、災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。
- 被害の拡大により市内の避難所だけでは対応できない場合には、都の市町村による「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。
- 住民に対する広報活動を実施する。
- 災害対策本部から住民に対する避難指示等が発令された場合には、震災対策に準じた方

法により住民の避難誘導にあたる。

3 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

4 消防団活動

航空機の墜落により市内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署隊の後方支援にあたる。

第2章 雪害対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-11

第2節 情報の収集及び伝達

P6-11

第3節 除雪対策

P6-13

第4節 応急活動体制

P6-16

第2章 雪害対策

第1節 基本方針

本対策は、市内に大雪による被害が発生、又は発生することが予想される場合、速やかな災害応急対策を実施し、雪害に対する被害を最小限に止めるため、市や関係機関等がとるべき対応を定めるものである。

1 被害想定

【大雪による市への被害想定】

被害の区分	想定される被害
人的被害	転倒、交通事故、建物等の損壊に伴う死傷
物的被害	家屋や建築物の損壊
交通被害	道路交通の不通、鉄道・路線バス等の遅延や運休
ライフライン被害	電線等の断線による停電、電話等通信の不通
その他	ごみ収集の遅延や中止、農作物等の収穫、 外出困難による食料品等の購入

2 市民の意識啓発

大雪の際には、公助による除雪のみならず、自助・共助としての各地域における除雪活動が、早期の市民生活の復旧に必要不可欠であることから、雪害に関する知識の普及及び啓発を進めるとともに、近隣同士が協力し合いながら市民による自発的な除雪活動が行われるよう、市は、さまざまな機会を捉えて、地域における住民同士の連帯意識の醸成や、除雪活動への協力に関する意識啓発に取り組む。

3 平常時からの備え

市民等は、大雪による備えとして、雪かき用のスコップや凍結防止剤等のほか、食料や飲料水及び生活用水、生活必需品等を備蓄する。また、停電時の寒さ対策として、石油ストーブ等電気を使用しない暖房器具や燃料を用意する。

第2節 情報の収集及び伝達

1 情報連絡態勢

大雪の発生が予想される場合、次の機関との連絡態勢を整え、対応準備を行う。

- 気象庁 ○ 都総合防災部 ○ 福生消防署（羽村出張所を含む。） ○ 福生警察署
- 国土交通省相武国道事務所 ○ 東京都建設局西多摩建設事務所（福生工区を含む。）
- 都西多摩保健所 ○ 陸上自衛隊 第一施設大隊
- ライフライン関係機関（東京電力・武陽ガス・伊吹石油ガス・NTT 東日本等）
- 交通機関（JR 東日本・西東京バス・立川バス等） ○ その他関係機関

2 市民への情報提供

市民生活の混乱防止のため、大雪に関する情報及び市民生活への影響などの情報を防災行政無線、市メール配信サービス、市公式サイト等を利用し、迅速かつ的確に市民に提供する。市民に提供する情報等はおおむね次のとおりとする。

- ① 気象警報に関する情報
- ② 市民への注意喚起（転倒、スリップ、落雪などへの注意、不要不急の外出を控える）
- ③ 道路情報（通行止め）に関すること
- ④ はむらん及び公共交通機関の運行状況に関すること
- ⑤ 市主催事業に関する情報
- ⑥ ライフライン（電気・ガス・電話・上下水道等）に関すること
- ⑦ 除雪に関する情報
- ⑧ その他必要な情報

なお、市は情報提供に合わせ、市民等に対し自宅周辺の生活道路などの除雪作業への協力と除雪を行う際の注意事項について適宜呼びかけ等を行う。

3 大雪に関する警報等について

市における大雪に関する注意報、警報、特別警報の警告内容及び発表基準は次のとおり。

区 分	警 告 内 容	発 表 基 準
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される予報。	市では、12時間降雪の深さが5cmと予想される場合に発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される予報。	市では、12時間降雪の深さが20cmと予想される場合に発表される。
大雪特別警報	大雪警報の発表基準をはるかに超える降雪が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される予報。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。 ※雪を起因とする特別警報の指標 府県程度の広がりをもって50年に1度の積雪深（東京26cm：北の丸公園）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸1日程度以上続くと予想される場合

第3節 除雪対策

1 基本的な考え方

市は、歩行者等の安全対策及び公共交通等の確保を優先するものとして、坂道などの危険箇所、駅周辺の歩道、主要道路などから順次除雪を実施するとともに、市施設利用者の安全確保のため、施設の敷地内及び周辺の道路、駐車場等の除雪を行う。幹線道路の除雪に関しては、国土交通省相武国道事務所や東京都建設局西多摩建設事務所と連絡調整を行いながら、効率的な除雪の実施に努める。

また、個人の敷地や周辺の生活道路にあつては、除雪作業への協力と、除雪を行う際の注意事項について呼びかけを行う。

2 除雪活動の取組方針

市は、降雪が発生した場合、速やかにまちづくり部職員による市内パトロールを行い積雪状況を確認し、市民の安全性を確保及び生活への影響を最小限に止めることを十分に考慮したうえで除雪活動を行う。

なお、大雪の降り始めから、融けて降雪や凍結等による影響がなくなるまでの間、気象状況等の情報に注意し、2次的な災害発生等の予防に努める。

(1) 除雪の優先順位と実施方法

市は原則として、下記の優先順位により除雪を行うが、各公共施設等を所管する部の職員は、状況に応じて施設敷地内及び周辺道路等の除雪を優先的に実施するものとする。

優先 順位	除雪 箇所	道路愛称名・場所等	除雪作業内容	従事者等
1	坂道 橋梁	羽加美栄立体交差・市役所周辺・富士見公園南側・図書館周辺・富士見小北側・羽村駅前中央通り・稲荷松坂・根がらみ坂・間坂・一中西側・根岸坂・山根坂・堂坂・三段坂・阿蘇神社東側・羽村堰下橋・羽村橋・堂橋	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布 通行止めの可否を検討し、通行止めとする場合は、道路閉鎖を行う。（道路閉鎖する場合は福生警察署交通規制係に連絡）	車道 ：原則として委託業者及び建設防災協力会に依頼する。 歩道 ：原則としてまちづくり部職員により実施する。状況に応じて除雪班（※1参照、以下同じ。）を派遣する。
2	駅周辺	羽村駅・小作駅	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布	車道 ：原則として委託業者及び建設防災協力会に依頼する。 歩道 ：原則としてまちづくり部職員により実施する。状況に応じて除雪班を派遣する。

3	幹線	駅及び都道に連絡する道路。はむらん運行ルート。	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布	車道 ：原則として建設防災協力会に依頼する。 歩道 ：除雪班を派遣する。
4	その他	学校・公共施設敷地及び周辺道路等	車道 ：機械による除雪 歩道 ：人力による除雪 凍結防止剤散布	車道 ：原則として建設防災協力会に依頼する。 施設敷地及び周辺歩道 ： 原則として各施設所管部職員により実施する。状況に応じて市職員を動員し除雪班を派遣する。

※1 除雪班： まちづくり部職員をリーダーとし、他部からの応援職員とあわせて8人程度を1班として編成、人力にて歩道の除雪を優先し行う。応援職員の派遣の決定、動員の規模等は、雪害対策連絡会にて決定する。なお、現場までの人員輸送、スコップ等の資材運搬のための輸送班を別途組織する。

○ 資料編 「図4 市道除雪等対応図」資-54 参照

(2) 除雪した雪の置場

① 道路を除雪した雪は、別に定める雪置場に搬出するものとする。なお、除雪箇所及び積雪量等を考慮し作業を開始する前にその都度、雪置場の中から最適な雪置場を決定する。

○ 資料編 「図5 残雪置場候補地」資-55 参照

② 市民が除雪した雪は、近隣の公園等のあらかじめ決められた場所に搬入してよいものとする。

③ 都道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、市は協力するものとする。

④ 雪以外は搬入禁止のため、雪以外の搬入物により市が甚大な被害を被った場合は、現状回復などの賠償請求を行うことができる。

(3) 凍結防止剤

① 路面凍結による危険防止のため、必要に応じ、凍結防止剤（塩化カルシウム）の散布を行うものとする。

② 市民から塩化カルシウムの配布を希望された場合、坂道や橋梁等の安全対策としての使用であれば配布しても良いものとする。

(4) 除雪に関する留意事項

① はむらんの運行ルートの除雪に関しては、運行事業者と調整のうえ、運行事業者又はまちづくり部職員が除雪を実施するものとする。

- ② 各公共施設の敷地及び周辺の道路（主に歩道）の除雪は、各施設管理者の指示により、原則的に施設を所管する部・課で実施することとするが、駐車場等の機械による除雪や応援が必要な場合の他部職員の派遣については、雪害対策連絡会で調整し各部に要請するものとする。
- ③ 都道の除雪に関しては、土木課が適宜情報収集を行い、雪害対策連絡会に報告する。
- ④ マンホール及び集水桝を開けての排雪は、危険であるため行わない。
- ⑤ 市民が生活道路等を除雪した雪は、まちづくり部が収集し決められた雪置場に運搬する。

3 資機材、凍結防止剤等の備蓄

市は、積雪等による交通機能の麻痺や転倒などによる人的被害を未然に防ぐため、また、除雪や凍結防止活動を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーンやスタッドレスタイヤ等のほか、スコップ、凍結防止剤等を備蓄する。また、積雪が予想される場合はスコップや凍結防止剤等の需要が増大するため、品不足に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておくものとする。

第4節 応急活動体制

1 雪害非常配備態勢

大雪が予想される場合、又は大雪の場合は以下のとおり市の態勢をとり雪害に備える。

なお、この態勢は段階を追って設置するものではなく、雪害の規模や状況に応じて最も適した態勢を随時とっていくものとする。

【市の雪害非常配備態勢の流れ】

状況区分	状況区分Ⅰ	状況区分Ⅱ	状況区分Ⅲ	状況区分Ⅳ
基準	早期注意情報・大雪注意報発表	大雪警報発表	降雪の深さ20cm超	大雪特別警報発表
市の態勢	○気象情報等の収集【防災担当職員】 ○雪害対策連絡会の設置準備・設置〔情報連絡態勢〕 ・各部の降雪対応方針確認 ○各部・課における降雪対応準備 ○各部・課における降雪対応実施 ・所管事業等の実施検討及び周知 ・所管施設の除雪作業等 ・部課内での相互応援体制による除雪等 ○雪害対策連絡会の設置〔第1次雪害非常配備態勢〕 ・各部の降雪対応状況確認 ○雪害対策連絡会の設置〔第2次雪害非常配備態勢〕 ・災害対策本部設置準備 ・全庁的な大雪対策の実施 ・除雪態勢の確立 ○災害対策本部の設置〔第3次雪害非常配備態勢〕 →			

（1）情報連絡態勢（状況区分Ⅰ）

配備態勢の基準	○ 早期注意情報・大雪注意報が発表されたとき ○ 積雪により市民生活に支障をきたすおそれがあるとき ○ その他、降雪への対応について全庁的な調整が必要となったとき
活動内容等	○ 気象情報の収集・監視・伝達、交通機関等の状況の確認 ○ 各部における降雪への対応及び所管事業の実施方針等の確認 ○ 除雪活動の取組方針の確認（市が除雪する路線の優先順位、除雪した雪の置場などの確認）

	○ 全庁的な除雪態勢の検討 ○ 市民への情報伝達内容、方法の検討		
配備職員	【総務部】総務部長、防災安全課長、防災安全課主幹、指定した防災安全課職員		
組織 (会議)	雪害対策連絡会		
	構成及び職務（以下同じ）		
	会長	市長	連絡会の事務を総括し、連絡会の職員を指揮監督する。
	副会長	副市長 教育長	会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
	委員	羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則第3条第1号に規定する部長の職にある者 ・ 防災安全課長 ・ 防災安全課主幹 ・ その他会長が必要と認めた職員	会長の命を受け、連絡会の事務に従事する。

（２）第１次雪害非常配備態勢（状況区分Ⅱ）

第１次雪害非常配備態勢の内容は次のとおり。

配備態勢の基準	○ 市内に大雪警報が発表されたとき又は大雪警報発表の可能性が高まったとき
活動内容等	○ 各部における降雪への対応状況等の確認 ○ 全庁的な除雪態勢の確立 ○ 市民、事業者等に対する除雪への協力要請及び支援の検討 ○ 大雪被害に対する救援措置の検討
配備職員	【総務部】 総務部長、契約管財課長、防災安全課（全職員） 【まちづくり部】 まちづくり部長、都市計画課長、土木課（全職員）、建築課長、区画整理課長、区画整理課主幹 【上下水道部】 上下水道部長、上水道設備課（全職員） 【その他】 会長が必要と認めた職員
組織（会議）	雪害対策連絡会

(3) 第2次雪害非常配備態勢（状況区分Ⅲ）

第2次雪害非常配備態勢の内容は次のとおり。

配備態勢の基準	○ 降雪等の気象状況により、第2次雪害非常配備態勢の設置が必要と認められたとき ○ 降雪の深さが、20cm を超えると見込まれるとき
活動内容等	全庁的な大雪対策の実施 ○ 除雪活動の取組方針に基づき、職員動員による全庁的な除雪態勢の実施 ○ 大雪対策にかかる各課の事業、所管施設の除雪及び安全対策の実施
配備職員	全職員 ○ 業務時間内については、業務実施に必要最小限の人員を残し、それ以外の職員を要員とする。 ○ 業務時間外については、原則として参集可能な全職員とする。 ○ 除雪の応援体制については、雪害対策連絡会にて調整する。
組織（会議）	雪害対策連絡会

(4) 第3次雪害非常配備態勢（状況区分Ⅳ）

第3次雪害非常配備態勢の内容は次のとおり。

配備態勢の基準	○ 東京地方に大雪特別警報が発表されたとき[＝] ○ 人的被害、ライフラインの停止、家屋倒壊等による住民の避難、孤立した地域などが発生したとき[＝]
活動内容等	○ 第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 による。
配備職員	全職員
組織（会議）	災害対策本部

2 雪害非常配備態勢に関する留意事項**(1) 勤務時間内の場合の配備態勢**

雪害対策連絡会において、除雪作業にあたり全庁的な動員の要請があった場合は、所属長は業務に支障をきたさない範囲の最低限の要員を職場に残し、できるかぎり職員を除雪作業にあたらせるものとする。

(2) 勤務時間外の場合の配備態勢

所属長は、職員の個々の状況を考慮したうえで、雪害非常配備態勢に従って可能なかぎり職員を参集させ、除雪作業にあたらせるものとする。

(3) 災害対策本部が設置された場合

災害対策本部が設置された場合は、原則として全職員による配備態勢とする。

(4) 参集できない職員について

大雪に伴う電車・バスなどの公共交通機関の運休や道路状況等により自宅から市役所等の職場に参集できない職員は、無理して参集せず、自身の居住地域の除雪等に積極的に参加するものとする。

3 情報連絡体制の確立

職員への連絡は、防災担当から水防警戒（台風等）態勢に定める連絡先（管理職）に行い、各管理職等から所属職員に連絡するものとする。各課内では、電話連絡以外にメール等での情報伝達方法も確立しておく。

また、防災担当は、関係防災機関、消防団、交通安全推進委員会等との情報連絡体制についても確立しておく。

4 各部の大雪対応業務（除雪作業以外）

(1) 各部の大雪対応業務

部	業 務 内 容
企画部	・メール配信サービス等による市民への大雪に関する情報の提供【秘書広報課】 ・大雪に関する情報や市の対応状況等について、必要に応じて報道機関に提供する。【秘書広報課】
総務部	・雪害対策連絡会の開催周知【防災安全課】 ・関係防災機関との情報連絡体制確立【防災安全課】 ・大雪による被害、影響等の集約【防災安全課】 ・防災行政無線等を使用した大雪関連の防災情報の周知【防災安全課】
産業環境部	・ごみ収集の実施検討及び情報の周知【生活環境課】
子ども家庭部	・保育園等の運営体制の検討【子育て支援課】 ・学童クラブ、児童館の運営体制の検討【子育て支援課・子育て相談課】
まちづくり部	・西多摩建設事務所など関係機関との除雪に関する連絡調整【土木課】 ・委託業者、建設防災協力会等への除雪要請【土木課】 ・コミュニティバスはむらんの運行検討及び運行情報の周知【都市計画課】
上下水道部	・上下水道施設の安全点検
生涯学習部	・小中学校の授業実施体制の検討【学校教育課】 ・各施設の運営体制の検討及び開館状況等の周知【生涯学習総務課】
各部共通事項	必要に応じて下記の業務を実施する。 ・各部所管事業の実施検討及び情報の周知 ・関係機関との大雪対応についての連絡調整 ・所管する施設の安全確保 ・その他大雪対応で必要な業務

(2) 対応状況等の報告

- ・各施設所管課は、降雪への対応状況について、防災安全課に報告を行うこととし、これをもとに各施設の対応状況を集約する。
- ・講演会、催物などの事業を所管する課は、大雪にかかる事業への対応状況について、防災安全課に報告するものとし、これをもとに各事業の対応状況を集約する。
- ・各施設所管課は、所管する施設に降雪による被害が発生した場合には、その状況を防災安全課に報告するものとし、これをもとに各施設の被害状況を集約する。
- ・これらの情報は、必要に応じて市民及び関係機関等に周知を図るものとする。

5 避難行動要支援者等の安全対策

市は、避難行動要支援者等の状況把握及び安否確認等について、避難支援等関係者に対し、積雪の状況等により必要に応じて避難行動要支援者等の安否確認等及び避難支援を行うよう要請する。

その他の避難行動要支援者等の安全対策については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 応急対策 1 避難行動要支援者の安全対策 を準用する。

6 民間等との連携

羽村市建設防災協力会との「災害時における応急対策業務に関する協定（昭和56年8月29日締結・令和4年2月4日再締結）」に基づき、除雪の協力を要請する。

また、協定を締結していない市内事業者に対しても、事業所周辺等の除雪への協力を呼びかける。

(1) その他の団体等との連携

積雪により災害が発生した場合には、必要に応じ、災害時の協定に基づき各団体に応援、協力を要請する。

(2) 都との連携

西多摩建設事務所などの関係機関と連絡調整を行いながら、迅速な道路啓開活動の実施していく。

7 その他の応急活動体制

雪害における警備・交通規制、ライフライン等のその他の応急活動体制については、第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 を準用する。

第3章 火山災害対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-23

第2節 情報の収集及び伝達

P6-31

第3節 応急活動体制

P6-36

第3章 火山災害対策

第1節 基本方針

本対策は、富士山で大規模な噴火が発生した場合、吹き上げられた火山灰が、噴火規模や気象条件によっては市にも到達し、2～10cm 程度以上、降灰する可能性があることから、市民の生命及び健康の安全を確保するための降灰対策を推進するとともに、市や関係機関等がとるべき対応を定めるものである。

なお、平成21年2月に浅間山が噴火し東京にも降灰があったことから、富士山以外の火山の噴火に伴う対応についても本対策を準用するものとする。

1 被害想定国の降灰対策検討の概要

~~本対策では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を基礎とする。~~

(1) ハザードマップの検討経緯

平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）された。火山防災対策の確立と、それらの基礎となる火山ハザードマップや火山防災マップの作成にあたり、専門的見地から検討するため富士山ハザードマップ検討委員会が同年7月に設けられ、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成された。

富士山ハザードマップ検討委員会が取りまとめた被害想定では、市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

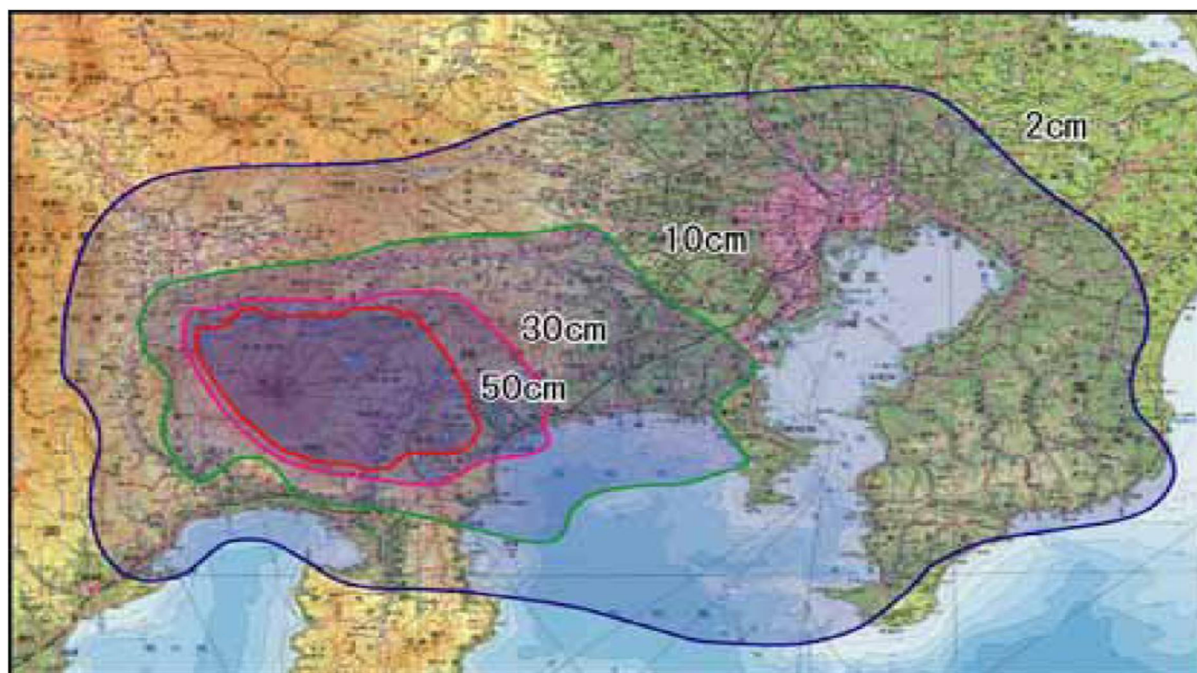
なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

【噴火の規模と被害の概要】

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
被害の原因	降灰	
被害の範囲	市内全域	
被害の程度	2～10cm 程度	
被害の概要	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業・観光業への影響	

※上の表は、平成16年当時の表現をそのまま引用したものである。

降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

※富士山火山防災対策協議会は、令和3年3月に富士山のハザードマップを改定したが、降灰については、平成16年版を再掲している。

（２）大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ

平成30年に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、中央防災会議 防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」（以下「広域降灰WG」という。）が設置された。

広域降灰WGでは、国や指定公共機関、地方公共団体等が首都圏における大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提となるよう、まずは大規模噴火降灰時に降灰によりどのようなことが起こるのかを検討し、これを基に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討が行われた。

検討においては、過去に首都圏に大量の降灰をもたらした実績があり、過去の噴火実績が比較的解明されていることを踏まえ、富士山をモデルケースに用いることとされた。

検討の結果、令和2年4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～（報告）」（以下「広域降灰WG報告」という。）が公表された。

広域降灰WG報告では、大規模噴火時における降灰による影響や対策の検討の留意事項等が取りまとめられている。

(3) 首都圏における広域降灰対策検討会

「広域降灰WG報告」に基づき、富士山噴火を想定した広域降灰対策を検討するため、令和6年7月から内閣府において、有識者による「首都圏における広域降灰対策検討会」（以下「広域降灰検討会」という。）が開催された。

広域降灰検討会では、降灰の状況等に応じた広域降灰対策の基本方針や関係省庁及び地方公共団体等関係機関が連携した対策を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項についての検討が行われた。

検討の結果については、令和7年3月に内閣府が「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（以下「広域降灰ガイドライン」という。）として取りまとめている。

なお、「広域降灰ガイドライン」は、現時点で有する知見を基に検討結果を取りまとめたものであり、今後、具体的な地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積や社会構造の変化等に応じて、適宜、内閣府において、更なる充実を図っていくこととされている。

2 東京都の噴火降灰対策の前提

(1) 対策の前提

東京都地域防災計画では、最悪のケースを想定し、「広域降灰ガイドライン」においても前提としている、「広域降灰WG報告」で示された首都圏への影響が最大となるケースをモデルとしたシミュレーション結果（ケース2）を対策の前提としている。

一方、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が示した降灰予想図については、平成16年以降、更新がされていないことから、その位置付けについて、引き続き国の動向を注視していくこととしている。

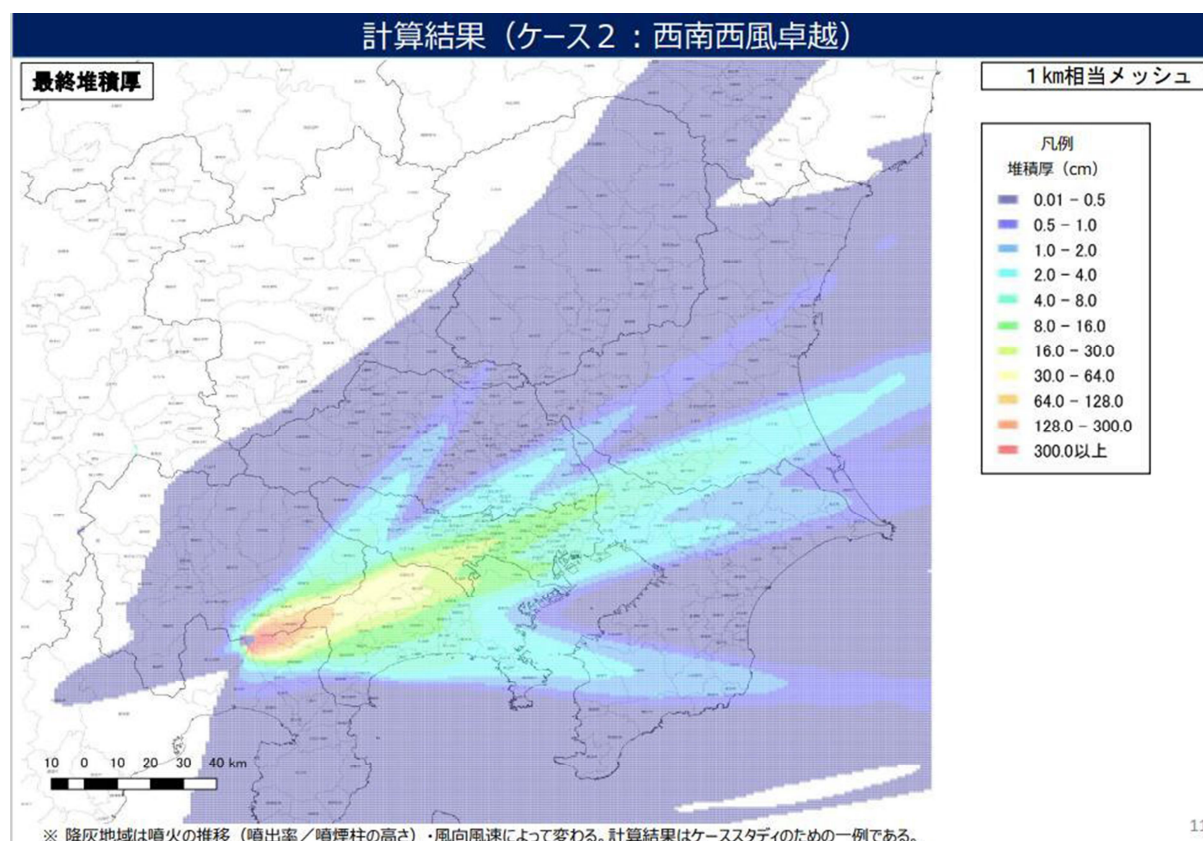
(2) 広域降灰WGの想定結果

広域降灰WG報告では、西南西風が卓越し、噴火が15日間継続した場合、都内には1.2億 m^3 の火山灰が降り積もることが想定される。多摩地域をはじめ、区部の大部分で2～10cm程度以上の降灰が発生することにより、道路等の交通網の混乱や停電の発生など、首都機能の麻痺に直結する被害が生じ、社会経済活動に甚大な影響が生じることが想定されている。

降灰シミュレーションの概要は次のとおり。

	内 容	
噴火の規模等	規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率
	継続期間	15 日間
被害の原因	降灰	
風 向	西南西風卓越（2010 年 10 月 14～28 日）	
降 灰 分 布	神奈川県と東京都を中心に、火山から東北東方面に分布	
特 徴	堆積厚 10cm 以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい	
被害の程度	町田市及び八王子市の一部 30cm 以上 多摩地域をはじめ、区部の大部分 2～10 cm 程度以上	
想定される影響	鉄道、道路、航空、船舶、物資、人の移動、電力、通信、 上下水道、建物・附帯設備、健康被害、農作物への影響有	

降灰分布図（ケース2：西南西風卓越）



11

出典：広域降灰WG報告

※令和7年3月に公表された「広域降灰ガイドライン」においても、首都圏への影響が最大となるケース2（西南西風卓越）をモデルとしている。

(3) 想定される影響

- ・ 鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。地下路線の大部分でも、地上路線の運行停止による需要増加や車両・作業員の不足、地上部にある車両基地への入出庫等が困難となることなどから、輸送量の低下や運行停止が発生する。また、停電エリアでは、地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・ 道路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- ・ 航空：降灰が 0.4 mm 以上になると滑走路等の除灰が検討され、2 mm 以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可となる。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要となる。
- ・ 船舶：降灰中は東京湾の特定の航路における視界不良により、巨大船、危険物積載船等の特定の船舶の航路外待機が必要となる。停電が発生した場合には、港湾の荷役機械が使用不可に至る。海面に火山灰が浮かんでいる場合には、冷却水管やエンジンフィルタの目詰まり、可動部分の摩擦が発生する。
- ・ 物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- ・ 人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・ 電力：降雨時 3 mm 以上の降灰で碍子（がいし：電線等を支える器具）の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。
- ・ 通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると、通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると、通信障害が発生する。
- ・ 上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水する。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・ 下水道：降雨時、下水管路の閉塞により、閉塞上流から下水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると、下水道の使用が制限される。
- ・ 建物・附帯設備：降雨時 30cm 以上の堆積厚で、木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量が掛かると、損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- ・ 健康被害：目・鼻・喉・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患の

ある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

- ・ 農作物・水産物：農作物に対する商品価値の低下や収穫不能が生じる。降雨時 10 cm 以上の降灰で、森林の幹の折損、生育不良や枯死が発生する。水産物の漁獲量や養殖への影響が生じる可能性がある。

3 市の目指すべき到達目標の設定

安心して暮らせる羽村市の実現に向けて、目指すべき到達目標を以下のとおり定める。

降灰状況の把握	降灰状況を一元的かつ迅速に把握できる体制が構築されている。
交通インフラ対策	降灰の初期段階から効率的に除灰する体制が構築されている。
ライフライン対策	ライフライン事業者による予防・応急復旧策が強化されている。
火山灰処理	火山灰の収集から処分までの広域的な連携体制が構築され、仮置き場や処分先が確保されている。
避難	多様なニーズに対応できる広域的な避難体制が構築されている。
物資供給	備蓄の促進と物資供給体制の構築により、災害時に自宅等で生活が維持できる環境が整っている。
情報発信	市民等が災害を自分事と捉え、必要な情報にアクセスできる仕組みが構築されている。
自助・共助の取組	自主防災組織やボランティア等の連携により、地域の防災力が強化されている。

4 現状・課題

(1) 降灰対策の現状

東京都は、富士山の大規模噴火時、人口や交通網等が集中する東京の特性を踏まえ、都市活動を維持する対策を講じるとともに、平常時からの備えを強化するため、今後の対策の方向性を令和5年12月に「大規模噴火降灰対応指針」としてとりまとめた。

市は、都の指針を参考に、降灰対策を推進する。

(2) 課題

降灰状況の把握	気象庁が発表する降灰予報に加えて、関係機関が市内の降灰の堆積状況をエリアや時間ごとに把握できる仕組みの構築が必要である。
交通インフラ対策	降灰等により市（都）内の広い範囲で道路や鉄道等の交通インフラへの甚大な影響が想定されているため、交通機能の早期回復に向けた予防、応急復旧策を充実させていく必要がある。
ライフライン対策	停電や通信への影響等、降灰によるライフラインへの影響が想定されるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策の強化が必要である。

火山灰処理	大規模噴火が発生した場合、最悪のケースでは、都内で約1.2億 m^3 の降灰が想定されるため、都市機能の早期回復に向けた迅速な降灰処理が必要である。
避難	降灰時における避難のタイミングや具体的な方法など、降灰特有の課題を踏まえた避難計画にする必要がある。
物資供給	降灰が一定期間継続した場合にも、市民等が生活物資を入手できるよう、対策を講じる必要がある。
情報発信	市民や外国人等に対し、降灰時に必要な情報を確実に届けられる体制を整備していく必要がある。
自助・共助の取組	発災時に市民等が適切な行動をとれるよう、降灰に対する意識を醸成し、自助の備えを強化するとともに、共助の取組を推進していく必要がある。

5 対策の方向性

降灰状況の把握	○ 初動体制の迅速化に向けて、計測した降灰厚の情報を一元化し、地図上で降灰情報を視覚的に分かりやすく表示する仕組みを構築 ○ 東京都や関係自治体と連携し、広域的な降灰情報を収集し、共有する体制を整備
交通インフラ対策	○ 緊急車両等の通行を早期に回復するため、優先的に除灰する拠点や道路を指定するとともに、道路除灰の手順を定め、訓練等を通じて、実効性を向上 ○ 降灰の初期段階から迅速に道路除灰できるよう、関係団体との協定締結に加え、東京都及び近隣自治体との連携により、広域的な資機材確保のための体制を構築 ○ 道路管理者等により、火山灰処理を想定した道路啓開計画を策定
ライフライン対策	○ 降灰によるライフラインへの影響を最小限にとどめるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策を推進 ○ 市とライフライン事業者との平常時の連携を密にし、訓練等を通じて情報連絡体制を強化
火山灰処理	○ 東京都及び近隣自治体等と連携して、仮置き場の候補地を選定 ○ 国や東京都の指針を踏まえ、火山灰処理の各主体の役割分担や実施体制等を具体化し、処分先を確保
避難	○ 在宅避難を基本としつつ、大量の降灰に伴い、都市機能の回復が長期化する可能性にも留意し、降灰時の住民等の避難行動の基準を設定 ○ 東京都や協定締結自治体と連携し、広域避難も含めた降灰時の避難計画を策定
物資供給	○ 在宅避難を継続するため、市民・事業者等の備蓄を促進するとともに、平常時物流を継続するための仕組みを構築

	○ 降灰時の物資輸送方針を策定するとともに、東京都や協定締結自治体と連携し、広域的な物資輸送体制を構築
情報発信	○ 災害のタイムラインに応じて必要な情報を把握し、東京都や報道機関等との連携により、降灰時特有の情報を市民等に確実に届けるための体制を整備 ○ 外国人等に配慮した情報発信を推進
自助・共助の取組	○ 広報紙、市公式サイト、テレビはむら、SNSやイベント等を通じて普及啓発を充実し、災害リスクや必要な備えへの理解を促進 ○ 防災人材の育成等を通じて、消防団や自主防災組織等の活性化を促進するとともに、災害ボランティアの受入れ体制を整備

6 市民の意識啓発

富士山等の噴火の際には、公助による降灰への対策のみならず、自助・共助としての各地域における活動が、早期の市民生活の復旧に必要不可欠である。~~もとから~~、~~広報紙、市公式サイト、テレビはむら、SNSやイベント等を通じて~~、降灰に関する知識の普及及び啓発を進めるとともに、近隣同士が協力し合いながら市民による自発的な降灰対策が行われるよう、市は、さまざまな機会を捉えて、地域における住民同士の連帯意識の醸成や、降灰対策に関する意識啓発に取り組む。

7 平常時からの備え

(1) 市民等

市民等は、降灰による健康被害や生活への影響を未然に防ぐため、食料や飲料水、生活用水、生活必需品等のほか、マスク、ゴーグル、ヘルメット及び灰を屋内に侵入させないために窓などの隙間に貼るテープや灰を収集するためのほうき、塵取り、スコップや袋などを備えておく。

また、降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を地域で協力して行っておく。

(2) 市

市は、降灰の現象や備蓄の必要性について市民に向けて普及啓発を行う。

また、交通インフラ、ライフライン、物資供給等の各分野で、資機材や対策用品の準備、備蓄を行う。

第2節 情報の収集及び伝達

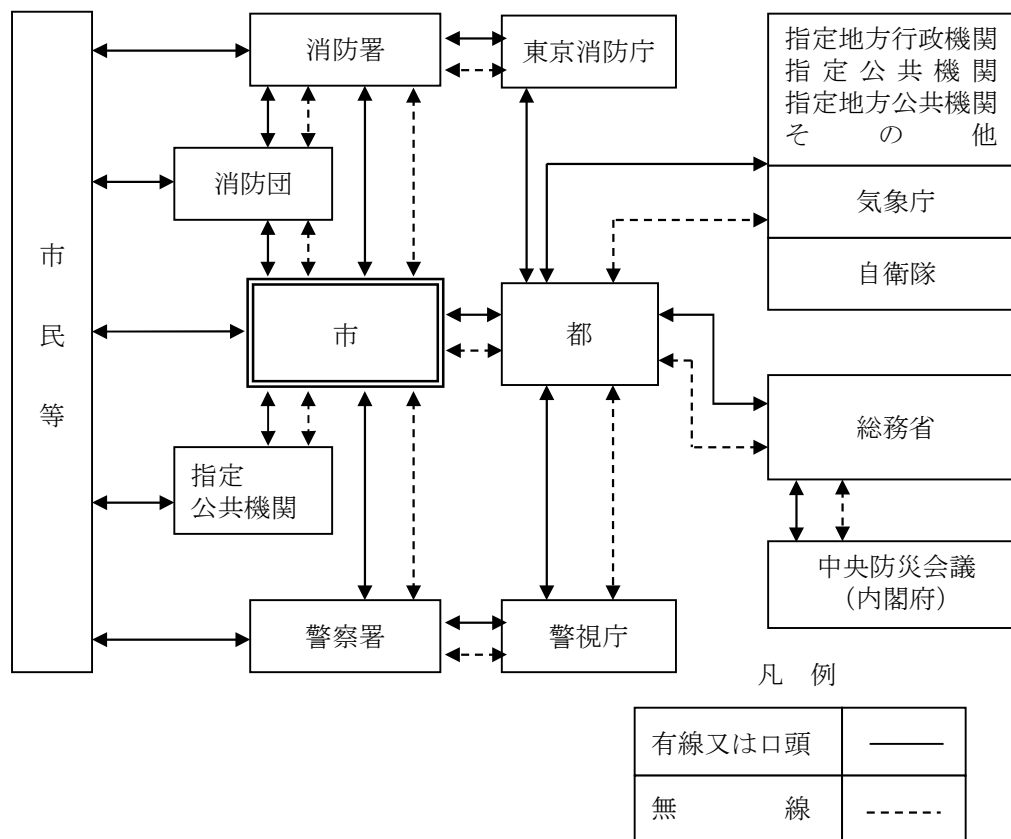
市は、富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、都及び防災関係機関等との情報収集・伝達を密に行い、降灰等への対応準備を行うとともに、円滑な応急活動を実施するため、次のとおり速やかに情報連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達にあたる。

1 情報連絡態勢

機関名	内 容
市	○ 災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な情報連絡態勢を確保する。 ○ 都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 市防災行政無線等を基幹に、またはその他の手段の活用により、市の各機関、都、管内の公共団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、関係防災機関の協力を確保する。 ○ 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT及び各施設管理者の協力を確保する。 ○ 市が収集する情報 ・ 火山（降灰）情報 ・ 気象予報、警報 ・ 降灰、火山ガス等による健康、環境への影響に関すること ・ 火山灰の除去及び処理に関すること

2 連絡系統

富士山噴火降灰対策における情報連絡系統



市は、市内の降灰の状況を、都を通じて気象庁に伝達する。伝達された降灰情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめられ、「**火山の状況に関する解説情報**」や「**富士山の火山活動解説資料**」として公表される。

伝達する降灰調査項目は、以下のとおりとする。

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ ※

※可能な場合

＜降灰の強さ＞

火山観測指針 気象庁（1999）を一部改変

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

また、降灰に関する重要な情報について、気象庁や関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民等に降灰への備え、健康への留意点及び安全対策などの注意を促す。

3 気象庁が発表する火山に関する情報

（1）噴火警報等

	内 容
噴火警報	噴火に関する重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報のこと。 生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表し、「噴火警報（居住地域）」は特別警報として発表する。
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に付して発表する。 各火山の火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

(2) 噴火警戒レベル

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベル とキーワード	火山活動の状況
特別 警 報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予 報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(3) 降灰予報

種別	発表時期・基準	発表内容
降灰予報 (定時)	噴火前 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするため、定期的(3時間毎)に発表する降灰予報	噴火が発生したときに予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間毎18時間先まで提供する。
降灰予報 (速報)	噴火直後 降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにするために、噴火発生後、速やかに(5分～10分程度)発表する降灰予報	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供する。
降灰予報 (詳細)	噴火後 降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるようにするため、噴火発生後20～30分程度で発表する降灰予報	噴火発生から6時間先まで(1時間毎)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻について提供する。

(4) 降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の 影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 外出を控える	完全に 覆われ る	視 界 不 良 と な る	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	停電や上水道の水質低下及び給水停止のおそれ
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 注意	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある （およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	農作物が収穫できなくなったり、鉄道の運転見合わせのおそれ
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

(5) その他の情報

火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合、または判断に迷う場合に発表する情報
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表する情報
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒や注意すべき事項等について解説する資料

第3節 応急活動体制

1 災害時の応急活動体制

富士山が噴火し、降灰による被害が発生、または発生するおそれがある場合の応急活動態勢は、第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 を準用する。

2 火山灰の除去、収集・運搬及び処分

(1) 除去

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うことになる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、市民では対応が困難な対策については、市が対応する。

(2) 収集・運搬

火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。

なお、宅地に降った火山灰の運搬については、市が行い、宅地以外に降った火山灰の運搬については、各施設管理者が行う。

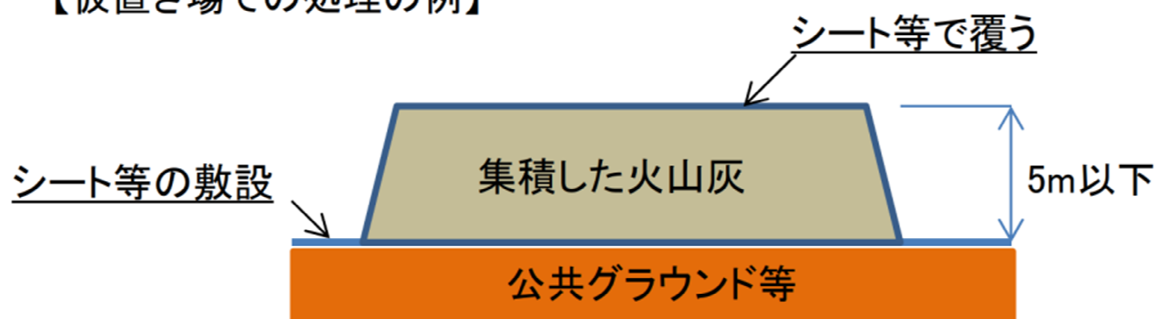
また、火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、袋に入れるなど、飛散しないように努める。

(3) 処分

火山灰の処分は、広域的な処分を含め、都や関係機関と調整した上、周辺自治体と連携した処分を行う。

また、収集した火山灰の一時的な置き場所が必要となった場合に備え、市は一時集積場所に江戸街道公園をあてることとし、被害の状況により他の市有地等を検討する。

【仮置き場での処理の例】



【火山灰を仮置く作業を行う場合の留意事項】

- シートを敷設するなど、用地の現状回復や処分場への運搬がしやすい工夫を行う。
- 仮置きした火山灰をシートで覆うなど、風による飛散防止を行う。

- 火山灰を仮置いたスペース周辺に排水溝を設置するなど、降雨による火山灰の流出を防止する。
- 火山灰盛土の崩壊防止のため、積み置く高さを5m以下とする。
- 東京都は広いスペースが限られるため、土のう袋を活用した積上げなど、確保した仮置き場の面積によって置き方を変更し、スペースを最大限活用できるよう効率化を図る。
- 火山灰の仮置き作業に当たっては、防塵マスクやゴーグルを着用するなど、粉じん対策を行う。

3 避難対策

(1) 避難の方向性

都内全域に降灰の影響が及ぶ可能性がある一方、降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないことから、在宅避難を原則とする。

しかしながら、堆積量や継続時間の予測が困難なため、降灰厚による木造建物の倒壊や土石流、ライフライン等の途絶などのリスクに応じて、避難を検討する。

(2) 避難の基準

降灰による避難の考え方は、降灰厚に応じて、命の危険度と物資調達の可否、ライフラインへの影響から、生活継続、在宅避難、避難所避難、域外避難の四つに分ける。

市が、避難を検討する範囲、避難を判断する降灰厚の目安は、次のとおりとする。

区分	降灰厚	影響等	避難
ステージ1	微量以上 3 cm未満	鉄道等への影響	自宅等で生活を継続
ステージ2	3 cm以上	・ ライフラインへの影響 ・ 降灰厚が 10 cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能 ・ 物資供給が困難	在宅避難等
ステージ3	30 cm未満		避難所等へ避難 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資供給困難等により避難が必要となる地域を、噴火の推移や社会的影響、火山専門家の助言等を踏まえ総合的に判断
ステージ4	30 cm以上	・ 四輪駆動車の通行不能 ・ 木造建物の倒壊のおそれ	降灰厚 30 cm以上が想定される影響域からの避難

※降灰厚 30 cm未満は、在宅避難を基本としつつ、ライフライン等の被害状況によって、避難の可否を判断する。

※避難先は、降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。ただし、体育館等の大スパンの大型建物は、重量物に耐えられない構造のものが多く、損壊の可能性があるため、避難する場合は注意を要する。

※降灰厚が 30 cmに満たなくても、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行うとともに、気象状況等に応じて避難指示を発令し、住民を避難させる。

4 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・救護は第2部 震災編 第8章 医療救護等対策 を準用する。

5 避難行動要支援者等の安全対策

市は、避難行動要支援者等の状況把握及び安否確認等について、避難支援等関係者に対し、降灰による影響の状況等により、必要に応じて避難行動要支援者等の安否確認等及び支援を行うよう要請する。

その他の避難行動要支援者等の安全対策については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 VI避難行動要支援者 応急対策 1避難行動要支援者の安全対策 を準用する。

6 市民への広報・健康相談

市は、都及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。また、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。その他、広報については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 II住民等への情報提供体制 応急対策 1広報 を準用する。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項について広報活動を実施する。

7 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けるまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。

また、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

8 その他の応急活動体制

火山災害における警備・交通規制、ライフライン等のその他対策については、第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 IV交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策 及び Vライフライン対策 を準用する。

市は、平常時から関係防災機関等と連携を密にし、防災訓練等を通じて情報連絡体制を強化する。